

鳥取県教育情報通信ネットワーク利用規程

(目的)

第1条 この規程は、鳥取県教育情報通信ネットワーク（以下「Torikyo-NET」という。）設置要項第13条の規定により Torikyo-NET の利用に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところとする。

- (1) 接続 フレッツ接続網あるいは鳥取県情報ハイウェイを経由して Torikyo-NET に接続すること
- (2) 利用 Torikyo-NET への接続及びインターネットを経由して Torikyo-NET が提供するサービスを利用すること
- (3) 利用者 Torikyo-NET が提供するサービスを利用する者

(基本原則)

第3条 利用者は、関係法令のもと他者の権利及び利益を侵害しないよう留意し、教育目的に沿った使用をしなければならない。

(利用者)

第4条 Torikyo-NET を利用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 公開領域の利用については限定しない
- (2) イントラ領域の利用については、次条に掲げる接続を許可された者に限る

(接続)

第5条 Torikyo-NET への接続は、次に掲げる組織に対してのみ許可する。

- (1) 鳥取県内の市町村（学校組合）立の小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校並びに県立学校
- (2) その他統括管理者が必要と認めた組織等

(接続の手続き)

第6条 接続を希望する組織は、あらかじめ「Torikyo-NET 接続申請書」（様式第1号）を統括管理者に提出しなければならない

2 市町村（学校組合）立の小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校並びに県立学校は、申請の手続きを省略するものとする。

(接続の承認)

第7条 前条の申請があった場合、統括管理者はその内容を審査し、「Torikyo-NET 接続承認通知書」

(様式第2号)により接続を承認する。承認できない場合にはその旨を当該申請者に通知するものとする。

(接続承認通知書の保管)

第8条 接続承認を受けた学校及び統括管理者が接続を認めた組織等は、「Torikyo-NET 接続承認通知書」を厳重に保管するものとする。

(接続の中止)

第9条 学校及び統括管理者が接続を認めた組織等が接続を中止する場合は、「Torikyo-NET 接続中止届」(様式第3号)により、統括管理者に届け出るものとする。

(接続者の責務)

第10条 Torikyo-NETに接続する学校及び統括管理者が接続を認めた組織等の長は、Torikyo-NETの利用について必要なガイドラインを定めるものとし、組織内の端末から発信される情報について、その責任を負うものとする。

(利用者の遵守事項)

第11条 Torikyo-NETの利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 教育目的のために利用すること
- (2) 法令及び公序良俗に反する利用をしないこと
- (3) 他者を誹謗又は中傷しないこと
- (4) 著作権、財産又はプライバシーを侵害しないこと
- (5) 営利を目的とした利用をしないこと
- (6) 経路上のネットワークの利用規程に従うこと
- (7) Torikyo-NETの環境を破壊、または運用を妨害しないこと
- (8) ID、パスワード等を盗用または貸し借り及び譲渡しないこと
- (9) その他Torikyo-NETの運用に支障をきたすおそれのある利用をしないこと

2 利用者が先の各号のいずれかに該当又は該当するおそれがあると認められる場合は、システム管理者は統括管理者に通知し、統括管理者は当該情報を削除できるとともに、当該利用者の利用を制限できるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、システム管理者は、緊急かつやむを得ないと認める場合は、当該情報の削除ならびに利用者の制限を行うことができる。この場合、システム管理者は統括管理者に報告をする。

(報告の義務)

第12条 Torikyo-NETの利用において、教育目的に反する行為が認められた場合は、学校及び統括管理

者が接続を認めた組織等の長は速やかに統括管理者にその内容を報告するものとする。

(利用状況の調査)

第13条 Torikyo-NETの円滑な運営のため、統括管理者は必要に応じてTorikyo-NETの利用に関する調査を行うことができる。

(免責)

第14条 鳥取県教育委員会、統括管理者及びシステム管理者は、利用者がTorikyo-NETの利用に際して、不慮の障害、事故等により生じた損害に対して、責任を負わない。

附 則

- 1 平成11年11月1日から適用する。
- 2 平成18年6月1日に改定を行い、同日から施行する。
- 3 平成27年9月1日に改定を行い、同日から施行する。
- 4 平成30年1月10日に改定を行い、同日から施行する。
- 5 令和5年4月1日に改定を行い、同日から施行する。